

自分で購入した鉄砲であつても郡代役所へ納めるようになつたという。鉄砲札一枚の運上銀は貞享三年（一六八六）以前は無運上で、翌四年からは二匁、その後五匁から四匁三分に、さらにまた五匁へとその額が変わつた。

銀小物成には、この他に栗・真綿・漆の収入に対するもの、他に投網札、雉子札、左手札、笠札、焼炭札、松札、鳩網札、蟹笠札、寄網札、干見札などに対するものなど多数あり、農業以外の生業に免許を与えて、銀小物成を徵収する仕組みになつてゐる。ただ、幕末になると鑑札が紛失し、誰が免許を与えられていたのかも分からなくなつて、前々からの上納額を村全体で負担するようになつたものも多いといふ。また鳩網札、投網札は、宝永年間（一七〇四—一）までは、数カ村に数枚あつたが、その後「上ヶ札」（鑑札を返上すること）が許され、運上銀も鑑札が現存している分については納めなくて良くなつたが、紛失している分については、それまでどおり上納した。

四 地方支配ちかたとその役人たち

黒田氏の地方支配 大名が領国の財政を支える基盤は、百姓からの年貢の取り立ての収入であり、そのため、年貢の徵収が確実に出来なければ、領国の經營が成り立たなかつた。黒田孝高が秀吉から豊前六郡を拝領した天正十五年（一五八七）七月、領地統治にあたつて三カ条の制法を發布した。その第一条は忠義、第二条は領内の安穏、第三条は隠田・畠ちがえの禁止で、領地の掌握を企図したものであつた。

黒田氏は「七月より豊前黒田殿領し検地す」（『禪源寺年代記』）とあり、検地が行われたことを記してある。

高家村、元重村（現宇佐市）の検地帳には、高家村が天正十五年八月十日、元重村が同年九月二十七日の日付になつており、入国早々に検地が行われている。検地帳には、耕地一筆ごとに字名・面積・斗代・名請人を記載した「指出検地」によつて、領地の掌握を図つたのである。黒田氏の検地は、一般の検地帳に比べて石盛が低いことである。この石盛は年貢納入高であろうと考えられている。

黒田氏の入国には、在地豪族の中に新参大名の統治を不満として、反抗する者も少くなかった。築城郡城井谷（現築城町）に本拠を構える宇都宮鎮房や、その配下の國士の抵抗は、ひとかたならぬものがあつた。黒田氏は、こうした國士を鎮圧して領内を平定していった。

細川氏の地方支配 細川氏も入国早々の慶長六年（一六〇一）春から領地の総検地を行つた。細川氏の検地は「村々山里とも田畠のがれ無し、旁示改定」（『禪源寺年代記』）という徹底した検地で、領地を完全に掌握し、同時に地方（農村）支配を確実にするための作業を始めた（前掲第32図参照）。

領内の村々から諸浪人、土着の旧家、百姓に至るまで、由緒書、系図など所持する者は差し出させ、その者の中から由緒ある者を惣庄屋・庄屋に取り立てた（『四日市村年代記』）。このことは、農民を掌握できるのは、農民に人望があり、そして統率力を持つてゐるかつての在地土豪層の実力者で、彼らを村の取りまとめ役として、惣庄屋・庄屋に取り立てて、領民支配の末端組織に組み入れたものである。このことはまた、年貢請負を第一の職務に課せられた村役人には、年貢を円滑に確実に徵収できる者を選ぶことが、藩の財政を支えることになるからであつた。

慶長七年十一月には、領内各郡に郡奉行を置いた。規矩・田川郡に魚住市正・中嶋左近、京都・上毛郡に

慶長七年十二月には、領内各郡に郡奉行を置いた。規矩・田川郡に魚住市正・中嶋左近、京都・上毛郡に長岡肥後守^(忠直)、仲津・築城郡に松井佐渡守^(康之)、下毛郡に加賀山隼人、宇佐郡に長岡武藏守^(有吉立行)、国東・速見郡に魚住加賀守・杉生左兵衛が、各郡の民政全般の総括責任者として、諸事の郡用に当たつた（『綱考輯錄』松井文庫）。

ところで、長岡忠直は岩石城預り、松井康之は木付城預り、有吉立行は高田城預りの重臣クラスが郡奉行で、松井康之は預りの木付城から、地理的に遠く隔てた仲津・築城郡の郡奉行である。のちの郡代・筋奉行・大庄屋・庄屋・百姓という、在地支配組織の確立されていない段階での、当初の郡奉行は、形式的な在方支配が濃厚である。実態は、惣庄屋・庄屋に取り立てた土豪層の実力者が取りしきっていたのであろう。

その後、在方の支配体制は次第に整備されて、元和元年（一六一五）には、知行高一五〇～五〇〇石の者が、総奉行の指揮で一郡二人、あるいは隣接する二郡を一人で、実体的な在方支配が確立している（第6・7表参照）。

手永の成立 細川氏が入国して一年目に、在方支配の郡奉行が置かれた。行政区割としての「手永」の名と惣庄屋 称は、慶長八年に「松原作右衛門、麻生惣庄屋役御免にて、蟄居^(ちつき)仰せ渡され、跡は禪源寺手永に成る」（『四日市村年代記』）とあり、同様の記事が『禪源寺年代記』にも「松原の作右衛門休役蟄居、惣庄屋麻生禪源寺手永に成る」とある。行政上の区割として設けられた「手永」の初見である。

一方慶長十六年（一六二一）の『小倉藩人畜帳』では、豊後国速見郡由布院・横灘と、木付廻の松井康之の預り地の幕府領、松井康之の知行地、蔵入地、萩原兼従（細川忠興の甥）の知行地には、「捌」が見られる。地方制が行政機構として、まだ確立されない時期の在方支配の構造である。この捌が手永と名称を変えてい

くのは、慶長の終わりから元和の初めごろと思われる。

豊前の地では、郡奉行の設置に伴つて、手永という行政区割が創設されたと考えられる。この手永を支配する者の名称は惣庄屋である。この惣庄屋の名称は、文禄二年（一五九三）に秀吉の蔵入地（公領）の豊後国大分郡利光村や、慶長三年（一五九八）の日出莊に見られるが、管見の限りでは行政単位としての「手永」や「組」が見当たらない。惣庄屋＝手永制度と必ずしも公式どおりには、系列化できないようである（『中津藩歴史と風土』⁴⁾）としている。

これは、細川氏が小倉在城のときに創始されたとされる手永制度に伴つて、惣庄屋が創設されたとする説に対する指摘である。なるほど、惣庄屋の名称は、細川氏が豊前に入国する以前に、豊後国の一帯で使用されているのである。すると、慶長七年に郡奉行の設置によつて、新たな農村支配をしていく上で、便利なように行行政区割が設けられ、その区割を手永と称して、手永の長に惣庄屋を置いて、ここに初めて手永＝惣庄屋の形式が成立したと考えられるのである。

手永の規模は、最も大きい手永は、石高で宇佐郡高森手永の九七八九石余、村数で国東郡安岐手永の二七カ村で、最も小さい手永は、下毛郡楓木手永の一村一手永で、石高一四四石九升である。各手永は規模の上で大小まちまちである（元和元年『小倉藩人畜改帳』）。このことは、地理、交通、給人、蔵納・知行のあり方などが作用しているようである。各手永には惣庄屋が一人おり、その名称は惣庄屋名が冠された。

仲津郡の手永
仲津郡の創始時の手永は確認できないが、慶長十一年（一六〇六）二月の時点では、大村手永が存在していることが「仲津郡之内水荒開御帳之事 惣庄屋大村二郎左衛門書上候分」

山・花熊・彦徳・天生田・矢富・流末・宝山・大橋・大野井・続命院・谷田の⁽¹⁾一五カ村の書き上げである。この一五カ村が、大村手永支配の村々であったと考えられる。

元和八年（二六二三）の『小倉藩人畜改帳』による仲津郡の惣庄屋は、大村二郎左衛門（大村居住）、国作善七郎（国作村居住）、伊良原二郎兵衛（下伊良原村居住）、帆柱儀左衛門（上伊良原村居住）で、この四手永の支配となつてゐる。仲津郡の村々は、この四手永の惣庄屋によつて支配されているのだが、その支配の村々は判明しない。

大村手永は元和八年に、長井村（現行橋市）居住の長井（齋藤）儀左衛門が、大村手永惣庄屋を命じられ、長井村から大村へ移住して、大村手永を長井手永と改称した、と齋藤系図にある。しかし、翌九年四月二十日付の「御理り申上候事」（『元和年中之御帳』永青文庫）には、大村二郎左衛門の奥書があり、この時点ではまだ大村二郎左衛門が惣庄屋を務めている。すると、長井儀左衛門が惣庄屋に成るのは、元和の終わりごろと推測される。

また、元永手永が設けられたことが、「文久一年戌秋冬六郡より書上」（友石文書）によつて判明する。

尾形五郎兵衛

右、元永手永惣庄屋役仰せ付けられ、勤役中寛永五年、細川様より御朱印ならびに御書物頂戴仕り居り申し候

これによると、尾形五郎兵衛（のちに苗字を西頭と改名）が、元永手永惣庄屋に任命され、寛永五年（二六二八）に御朱印、御書物を拝領したとある。

細川氏が肥後転封直前の、寛永九年十一月二十三日付の「豊前国仲津郡寛永六同七同八三ヶ年之御免帳」（永青文庫）には、元永五郎兵衛・^(マコ)水井儀左衛門・国作九郎左衛門・伊良原次郎兵衛が惣庄屋となつてゐる。元和八年時点には存在した大村・帆柱両手永は解消し、替わつて長井・元永の両手永が設けられてゐる。特に伊良原・帆柱両氏は、互いに隣接する村に居住する惣庄屋である。土豪層の実力者の惣庄屋取り立てによつて生じたものであろう。これが手永支配に支障があつたのか、はつきりとしないが、元和九年から寛永五年の六年間に、仲津郡の手永の編成替えが行われたのに伴う、惣庄屋の交替ではないかと考えられる。

細川期の庄屋

各村には、庄屋、肝煎(きもいり)あるいは山ノ口（山守）が置かれていた。『小倉藩人畜改帳』によると、庄屋の数は必ずしも一村一人とは限つていない。豊津町域の庄屋を見ても、綾野村には四人、節丸村には三人、下原と国分村には一人の庄屋がいる。庄屋が一人以上いる村には、必ず藏納地か武士の知行地がある。このことは、「元和年中之御帳」（永青文庫）に、元和七年十二月二日付の佐知村（現大分県三光村）の佐藤山三郎殿庄屋市兵衛、横山伝次殿庄屋専了、飯田才兵衛殿庄屋忠右衛門が連名で、惣庄屋深水物左衛門へ届け出た文書がある。それによると、三人の肩書には、それぞれ庄屋の名称が付けられてある。『小倉藩人畜改帳』によると、佐藤山三郎・横山伝次・飯田才兵衛は、佐知村に知行地を持つ家臣の名で、佐藤山三郎の知行一五〇石、横山伝次の知行二三三石余、飯田才兵衛の知行一五〇石である。

のことから、これらの庄屋は、それぞれの家臣の知行地を管理する者であつたことが知られる。したがつて、村方の市兵衛は家臣の佐藤山三郎の知行地を管理し、専了は横山伝次の知行地を管理し、忠右衛門

は飯田才兵衛の知行地を管理する責任者であつて、村の代表、村のまとめ役の庄屋とは、本質的には異なる庄屋である。これらの庄屋のほかに、本来の村の代表、村のまとめ役の庄屋も置いていた。

後世に見られるような、大庄屋・庄屋をはじめとする村役の、行政機構がまだ確立していない時期は、家臣の小規模な領主ともいえる知行地支配者に、年貢米を確実に納入させるのを目的に置かれた者を含めて、庄屋と称していたのであろう。このようなことから、一村に複数の庄屋が存在していた。

当時の豊津町域一五カ村（上坂村）が無いのは、当時は国分村の内で、のち

第65表 元和8年(1622)豊津町域の村高・家数・人口・知行・藏納

村名	村高	家数	人口			大庄屋	庄屋	知行・藏納
			男	女	計			
国分	石合 767,848.00	軒 69	人 76	人 72	人 148	人 2	人 2	田辺平介・湯浅千太郎・山田七左衛門・平岡新兵衛・山本二郎右衛門
惣社	199,730.00	19	19	17	36	1	1	富嶽猪兵衛
国作	729,434.45	51	67	43	110	1	1	御藏納 恒屋權介・中川佐左衛門・勘解由殿御内儀・雜賀源左衛門
田中	455,370.00	57	64	49	113	1	1	清田五郎太夫
有久	194,510.00	32	25	26	51	1	1	村上八郎左衛門
皆見	467,711.00	31	33	30	63	1	1	村上八郎左衛門
下原	266,090.00	14	22	26	48	2	2	御藏納 矢野兵吉・市野次兵衛
綾野	456,219.60	31	46	37	83	4	4	泰岩寺 村上八郎左衛門・関小平次・香山与介・仁保惣兵衛・恒屋權介・鈴木助太郎
徳政	346,200.00	38	51	38	89	1	1	筑紫大膳
節丸	1,201,988.80	78	86	72	158	3	3	住江武右衛門・沢村大学・井関伝藏
光富	871,092.80	45	52	47	99	1	1	氏家源六
上原	390,523.00	25	22	24	46	1	1	御藏納
吉岡	237,050.00	5	5	5	10	1	1	村上八郎左衛門・筑紫大膳
彦徳	329,990.80	48	42	36	78	1	1	佐藤安右衛門・細川清左衛門・竹原伊伴
徳永	332,426.20	14	16	7	23	1	1	村上八郎左衛門
合計	7,246,184.65	557	626	529	1,155	1	22	

(『小倉藩人畜改帳』から) ※ 家数には牛馬屋を含む ※ 上坂村は国分村に含まれる

に国分村から分村)の人口は、一一五五人で、石高は七二四六石余である(第65表参照)。

小笠原氏の

地方支配

細川氏が肥後國へ転封のあと、小笠原氏が入国した。小倉藩の地方支配は、企救・田川・京都・仲津・築城・上毛の内の六郡となつた。細川氏は転封に当たつて、小倉に入封する小笠原氏に、惣庄屋について「引越ケ条」(普請便覽附録)に「手永毎に設けた惣庄屋は、代官同然に役用を申し付け、知行も遣わしているので、肥後へ転封にあたつて連れて行きたいが、そうすると、後任の小笠原氏の地方支配にも差し障りができるであろうから、多くの惣庄屋をそのまま残し、小笠原氏に引き渡す」(『中津藩歴史と風土』4)としている。

小笠原氏は、細川氏の農村支配体制の「手永制」はそのまま受け継いだが、上毛郡に見られるように、山内・篠瀬・友枝・大ノ瀬手永が、小笠原氏の入国によつて、大ノ瀬手永は中津藩になつたのは別として、友枝・大村・三毛門手永となり、山内・篠瀬両手永は廃止されている。このことは、村組の編成替えに伴う手永の改廃である。このように、全領域にわたつて手永の改廃が行われたと考えられる。手永を管理する者の名称も、惣庄屋から大庄屋に変わつた。仲津郡は、国作・節丸・平嶋・元永・長井の五手永の編成である(第38図参照)。

小倉藩六郡の地方支配として、郡代を一人置いた。各郡には筋奉行・代官・山奉行を置き、郡代はこれを指揮して、郡内の民政全般を総括した。各郡には筋奉行一人、代官一人、山奉行一人を置き、筋奉行は郡の長として、郡内の大庄屋を指揮して、郡内の政務全般を総括した。

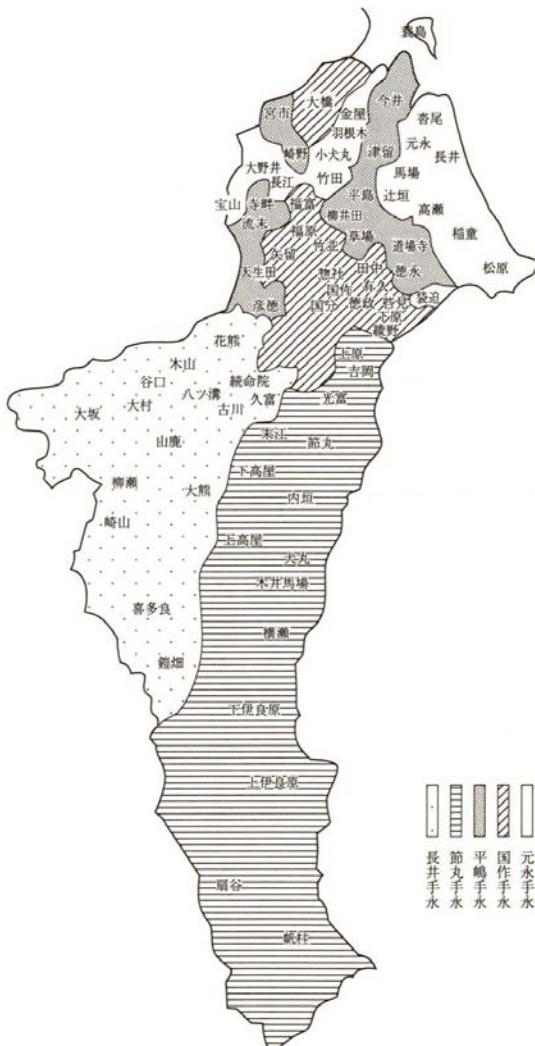
各郡内には、おおむね一四、五カ村から二〇カ村内外、石高約一万石、戸数約二〇〇〇戸内外を一手永と

郡代

小倉藩の企救・田川・京都・仲津・築城・上毛六郡の長官を郡代という。郡代はおおむね番頭の格式の者で、各郡の筋奉行・代官・山奉行を監督指揮して、藩内村方の民政全般を総括

した行政区割を設け、大庄屋一人、子供役一人、手代一人を置き、大庄屋は手水の長として、手水内の庄屋を監督指揮して、手水内の政務を総括した。

各村には、庄屋一人、方頭は村内の各集落から、だいたい二五戸内外に一人、組頭は五戸に一人ずつ置いた。庄屋は村の長として、村内の政務全般にわたって総括した。



第38図 仲津郡の手永領域図

(『豊津藩歴史と風土』第2輯から)

した。その役所を郡方内役所、または郡代役屋敷、地方ともい、小倉城南の口御門外、木町元馬場町に置いた。郡方内役所には、書役、郡目付、同目付、廻役、郡方組足軽などを置いた。郡代直轄の郡土藏役所には、勘定奉行の下に勘定方、藏奉行の下に藏方吟味役、井樋方奉行の下に手代、作事奉行の下に手代、足軽などの職制が置かれた。

郡代は、慶応四年（一八六八）三月六日、藩政改革に伴い、郡政局主事と改正された。郡方内役所は、郡方役と改称され、のち郡政局と改称された。明治二年（一八六九）には、郡政局は民政局と改称された。翌三年には郡代の役職は、大属という身分に位置付けられた。

筋奉行

筋奉行は、おおむね馬廻の格式の者で、郡の長官として受け持ち郡内の政務全般を総括した。配下の大庄屋の政務を指揮監督し、郡代からの伝達などを下達した。一郡ごとに役所兼役宅を設置して、赴任と同時に役宅に移住した。役所には書役三、四人を置いた。各郡の出張所が小倉町に設けられていた。企救郡は木町、のちには大里にも郡屋を置いた。紺屋町一丁目川沿いの南側に田川・上毛の郡屋が、北側に京都・仲津・築城の各郡屋が設けられてあつた。一手永に一人の手代を任用して、大庄屋の政務を補佐させた。

慶応四年の藩政改革で、筋奉行は郡宰と改称した。明治三年には筋奉行の役職は、小属という身分に位置付けられた。

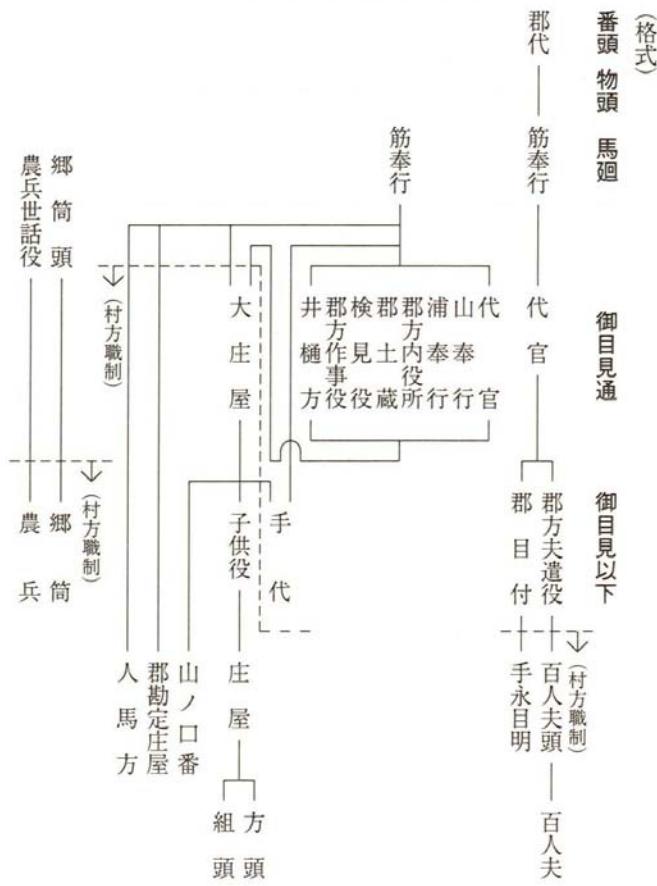
代官 代官は、おおむね御目見通の格式の者で郡内の政務全般にわたって、筋奉行の職務を補佐し、税務には参与した。

むね御目見通の格式の者で、政務には関与しないで、郡内の山林事お務を総括した。役所には書役一、二人、山手代は郡内の山林を巡視して、地方吏員で山林看守の口屋番・山の口役を指揮監督した。

筋奉行・代官・山奉行を郡方三役といった。

大 庄 屋 大庄屋は手永の長で、筋奉行の推薦によつて郡代が任免した。大庄屋には苗字帶刀が許され、奉行・代官・山奉行の指揮を受けて、藩庁からの法令の伝達や、租税・宗門・司法・刑務・作事など、あら

第39図 小倉藩の地方支配機構



ゆる諸般の政務を担当して、手永内の庄屋を指揮監督した。役宅には、書役一人、助手数人を置いて事務に従事した。役宅には、人別帳・田畠水帳・新地検地帳・山鑑など、政務に必要な帳簿を備えていた。

子供役

子供役は、大庄屋の職務補佐役であるが、金銭出納だけは関与しなかつた。筋奉行の推薦によつて郡代が任免した。子供役には苗字帶刀が許され、役職に就任中は手永名を姓とした。

大庄屋の要請に応じて、役宅に出勤して事務に従事した。

子供役の始まりは、寛永十四年（一六三七）城野手永中村大庄屋が、島原一揆に出陣した留守の間、子息が大庄屋の職務を補佐したのが始まりといふ。その奇特によつて切米八石を褒賞されたことから、子供役のことを八石ともいう。藩では、このときから手永ごとに、子供役を一人置くことになった。

手代

手代の身分は御目見以下の武士で、郡役所に勤める下役の者で、筋奉行の指揮または大庄屋の要求によつて、大庄屋の役所に出張して事務に参与したり、手永内の村々を巡視して、治安事項を担当した。

大庄屋・子供役・手代を手永三役といつた。

庄屋

庄屋は一村の長で、大庄屋の推薦によつて筋奉行が任免した。庄屋は、村民の勧農や異動・治安など、村の日常生活全般にわたつて気を配り、法令に違反の無いよう取りしきつた。

庄屋の最も大事な職務は、年貢の割り付けとその取り立てであつた。年貢は村の石高に応じてかかつてくる。これを各人の持高に応じて割り付け、年貢を取り立てた。また、郡代・筋奉行・代官・山奉行・大庄屋からの諸回文の伝達など、村政全般にわたつて、地方事務・訴訟事務を行い、村を代表する責任者であつた。

庄屋は一般的には世襲制が多かった。庄屋以外の村役人は、一代限りが普通であった。役宅には、田畠水帳・田畠坪付帳・人別帳・年貢取立帳・宗門改帳などの帳簿を備えていた。村政に関する事務は多種多様で繁雑である。その役料は村高によつて次のとおりである。

四ツ高一〇〇〇石

役料七〇石

四ツ高六〇〇石から五〇〇石

役料四〇石

タ九〇〇石

タ六〇石

四〇〇石から三〇〇石

タ三〇石

タ八〇〇石から七〇〇石

タ五〇石

二〇〇石以下

タ二〇石

方頭

方頭は、庄屋職務の村政全般にわたる補佐役で、庄屋の推薦によつて大庄屋が任免した。村内の二五戸ぐらいの集落ごとに一人の割で、一～四人ぐらいを置いた。その役料は村ごとに決めていた。自村に専任の庄屋が居なくて、他村の庄屋に兼務してもらつてゐる村では、方頭が兼帶庄屋の指揮によつて、庄屋の職務を代行した。

組頭 組頭は五人組の長で、庄屋が任免した。五戸およびそれ未満ごとに一つの組を構成した。これを五人組と称して組頭一人を置いた。組内の者は、相互間の連帯責任を負わされていた。

庄屋・方頭・組頭を村方三役といった（第39図参照）。

村の支配組織 在方（村方）を支配する役人は、郡代を頂点にして、郡方三役・手永三役・村方三役によつて総括されていたのであるが、在方支配で最も重要な職務として課せられていたのが、

年貢の徵収であつた。年貢の徵収を円滑に、しかも確実にするための支配が、どのようにして行われていた

のであろうか。

藩の財政を支える収入源の基盤は、百姓からの年貢の取り立てによつて、藩の経営が成り立つていたと言つても過言ではなかつた。そのため、年貢の徵収が確実に、そして円滑に行わなければ、藩の経営が成り立たなかつた。

藩から在方への伝達は、郡代から筋奉行へ、筋奉行から大庄屋へ、大庄屋から庄屋へ、庄屋から百姓へ伝達された。そこで、地方を円滑に支配していくための、きめ細かい心配りが必要になつてくる。このきめ細かい心配りができるのは、農民による農民の支配であつた。その頂点に立つのが大庄屋であつた。

大庄屋の第一の職務が、年貢納入の請負であることは言うまでもない。そのため、大庄屋にふさわしい者は、由緒ある在地の名士であるとともに、農民に人望があり、そして統率力のある実力者が取り立てられた。このことは、年貢徵収を円滑に、そして確實にする上で、欠かすことのできない大庄屋の条件であつた。藩では、こうした重い職務に対して、大庄屋は農民ではあるが、あらゆる面で武士待遇を与えた。大庄屋では、その子息が元服するところから父の仕事を手伝い、世襲制ではないが、実態は世襲のような形になつていた。

大庄屋の下には、子供役・手代が大庄屋を補佐して、村々を支配していく。村々には庄屋の下に、方頭が庄屋を補佐して村々をまとめた。末端の百姓には、強制的に五戸ごとに一つの組をこしらえて、村中一人も残らずこれに組み入れた。これを五人組と称した。五人組の長に組頭を置いて、組内の相互間の連帶責任制のもとに統制されていた。

統制を支えた 連帯責任制度

五人組には連座の規定、年貢納付のこと、法令順守のこと、宗門改めのこと、そのほか日常生活の全般にわたって、規則が定められていた。その規則には、數カ条から六〇カ条以上にも及ぶものもあった。規則には、公儀法度の順守、キリストンの禁制、年貢の完納、徒党の禁止、質素儉約の励行、相互扶助など、日常生活に関する制限、禁止、督励などが、こと細かく規定されていて、これらの規則はすべて五人組の連帯責任でもあった。

したがつて、組内のこととはすべて五人組で連帯責任を負わなければならなかつた。こうしたことから、末端の百姓は互いに規則に違反の無いように監視しあう、五人組制度に縛られていた。例えば、組内で違反があれば五人組でその責任を負い、年貢の未納者が出れば、五人組でその者の年貢を負担し、組内でその責任が負えなければ、村全体でその責任を負う連帯責任制度で、個人の自由は認められなかつた。

そのため、組内から年貢の未納者が出ると大変である。まず五人組に負担がかかるが、余裕のない百姓にはそれを負担出来るものでなく、結局は村請制の原則からして、村民全員に負担がかかる。こうした年貢の未納に対して、嘉永六年（一八五三）に次のように通達している。

当丑年以後、千一潰れ百姓これあり候節、その者未進（未納）米、村辻弁に出し候義相成らず候、庄屋ならびにその組の方頭・五人組より、即年上納申し付くべき事

但、昨年申し渡し候通り、千一欠落者これあり候節は、その段先ず聞き置き候様にと早速申し出置き、行衛相知れず候はば、追て帳外届書差し出すべき候事

十月廿一日

三宅円司

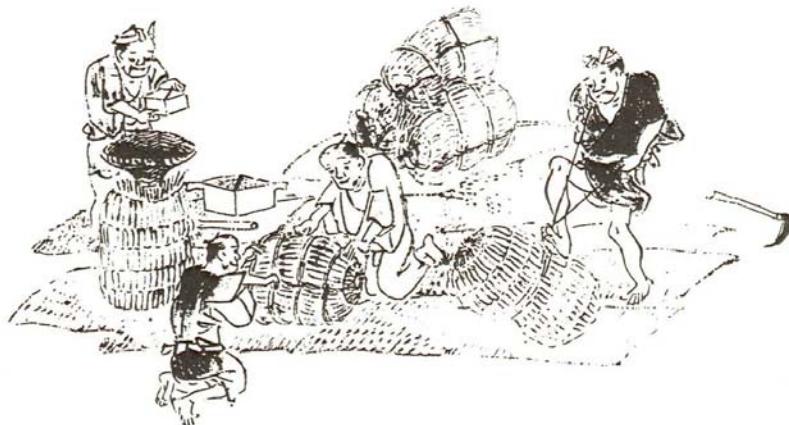
大庄屋中

(国作手永大庄屋日記)

この文書は、仲津郡筋奉行から、仲津郡の各大庄屋にて出された年貢未納に対する通達である。この通達は大庄屋から当然支配下の村々へ伝えられることになる。年貢の未進者の負担を、庄屋・方頭・五人組に申し付けるというものである。これは、村内の農民全員に負担させると、その負担を負いかねて出奔（欠け落ち）する者が相次ぐと、亡村（荒廃した村）になる懸念があった。そのため、今年から村内の管理責任者である庄屋・方頭、それに組内の五人組で負担せよ、というものである（第40図参照）。

藩はこうした出奔に対して、享和三年（一八〇三）に、「生所を立ち去り候段は、必竟かねがね不人氣惡情故の儀、重畠不届に付き、向後右躰不埒の者あれば、急度尋ね方申し付け、召捕え相糺の上、取り計らい申し付け候」（長井手永大庄屋日記）と、出奔に対しては厳しく取り締まることを命じている。

藩では、年貢を確実に徴収するために、農民が年貢皆済



第40図 年貢米俵拵えの図
(「孝義旌表錄略伝」豊津高校所蔵)

(完納)の前に、商人に米を売つて年貢を未納し、果ては出奔という事態を防ぐために、毎年秋の収穫前になると、商人の村入り商売の鑑札を大庄屋が預かり置き、年貢が完納されるまで、商人が村へ入つて商売をすることを禁止していた。農民は、生活必需品を求めるにも、まず年貢の完納が第一に課せられていた。次の文書は、商人の村入り禁止の通達である。

当秋御年貢米、去る十五日初納め申し付け候、これにより御郡内諸商人札取り揚げ、大庄屋ども手元へ預り置き、勿論御所務中は、商人ども村内徘徊いたし候はば、廻り役の者差し出し、召捕え置き候条、銘々きびしく申し聞かせ候様、手堅く申し付けこれあるべき候、以上

(文化十三年)
閏八月五日

(郡代)
平林茂兵衛

右の通り奉行所より申し來たり候間、手堅く申し渡さるべき候、以上

(仲津郡筋奉行)
井上与三右衛門

大庄屋中

このように、五人組制度や連帶責任制度は、年貢徴収や人民統制のために設けられた制度であつたと言える。こうした制度のもとに、いかに確實に年貢を徴収していくかが、大庄屋をはじめ、村役人に課せられた最も重要な職務であった。

こうした地方支配組織が、相互扶助と相互監視を通じて、農村の治安維持、年貢の確保が連帶責任制度のもとに、地方支配を支えていたと言えるのである。

豊津町域の大庄屋
手永を取りしきる大庄屋
屋の手永支配 の権限は極めて大きく、

行政・税務・司法・宗門・作事など、諸般の政務が職責となつており、在地支配の実権を握っていた。こうした職務に對して大庄屋は、藩から扶持が支給されるなど、武士待遇を与えられていた。細川氏のあと、小笠原氏は大庄屋・庄屋とも転勤制であった。

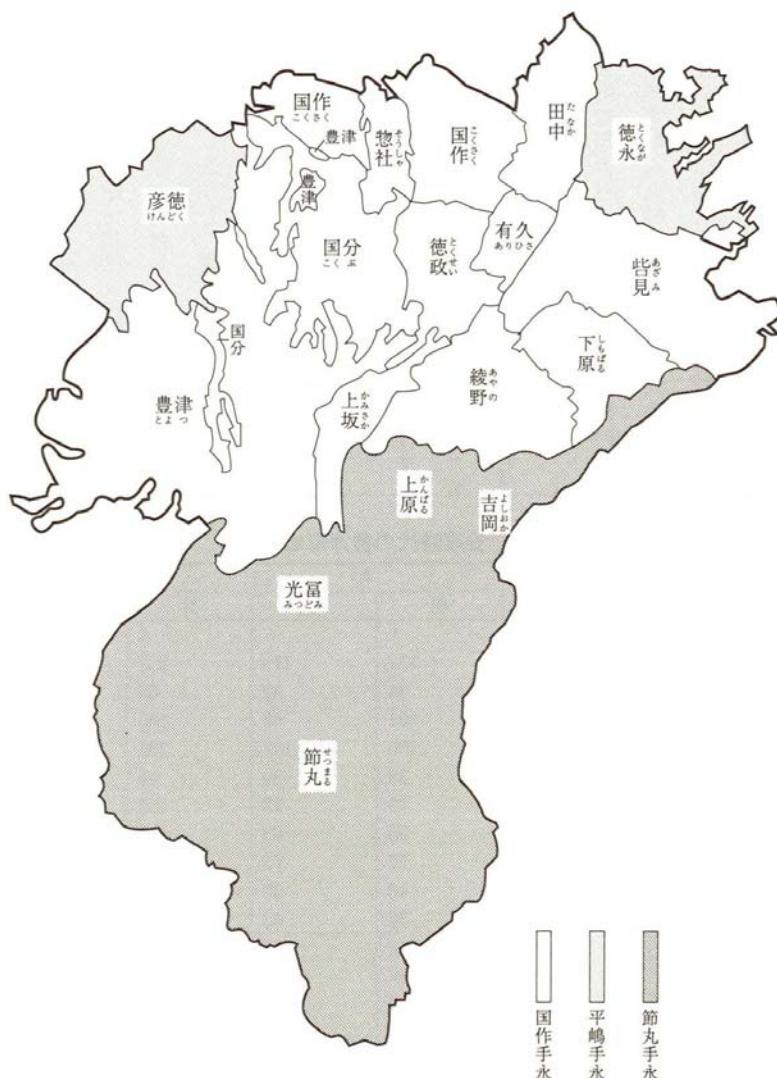
第3章 江戸時代

現在の豊津町域は、小笠原時代の国作手永一五カ村の内、国分・惣社・国作・田中・有久・皆見・下原・上坂・綾野・徳政の一〇カ村、節丸手永一五カ村の内、節丸・光富・上原・吉岡の四カ村、平嶋手永一四カ村の内、彦徳・徳永の二カ村、あわせて一六カ村から成っている。一六カ村の村高合計は五五四〇・八九六石（延享三年＝一七四六）、人口二七九七人、軒数六二五軒（明治三年）である。

第66表 小笠原時代の豊津町域の村々

手永名	村名	村高	人口			軒数
			男	女	計	
国作手永	国	石	人	人	人	軒
	分	420,198	137	115	252	52
	惣	162,887	34	32	66	14
	社	556,987	101	89	190	40
	国	347,698	100	102	202	45
	作	148,514	39	30	69	14
	中	357,121	79	73	152	38
	久	203,173	55	63	118	25
	見	348,303	77	73	150	32
	原	132,181	48	50	98	21
節丸手永	綾	293,183	36	43	79	17
	上	919,496	240	218	458	104
	德	665,123	169	150	319	82
	政	298,868	59	59	118	25
平嶋手永	吉	181,368	53	46	99	26
	彦	251,965	127	125	252	52
	徳	253,831	83	92	175	38
合 計		5,540,896	1,437	1,360	2,797	625

村高は延享3年（1746）『豊前国小倉領郡村高辻帳』（『豊津藩歴史と風土』第1輯）から人口・軒数は明治3年（1870）『京都都誌』から



第41図 豊津町域の国作・節丸・平嶋手永の領域

これらの村々を国作・節丸・平嶋手永の大庄屋が総括し支配した（第66表・第41図参照）。

大庄屋の姓氏は、転勤によつて赴任した手永名に改姓した。大庄屋の補佐役である子供役も同じように改姓している。手永名を苗字に使用できるのは、文政四年（一八二二）三月二十日の通達で、「大庄屋・子供役のほか、手永苗字相用候義、以後遠慮いたすべき事」（『中村平左衛門日記』）と、大庄屋と子供役のほかは、手永名の使用が禁じられた。

大庄屋・子供役に任命されると、その職務の心得書が渡された。安政二年（一八五五）八月、節丸仁左衛門が節丸手永大庄屋に就任したとき受け取つた心得書の大要是次のとおりである。

一、常々油断無く相勤め、百姓は耕作に精を出し候様申し付け、検見・所務・年貢の取り立ては公平に申し付けること

一、幕令・藩令をよく守り、庄屋・百姓から馳走、音物（贈物）を受け取らぬこと

一、ひいき、私欲、非道、わがままをしないこと。また縁者、親類などに頼まれ、貸し借りの取り次ぎをしないこと

（『長井手永大庄屋日記』）

の三ヵ条から成つている。第一条は、大庄屋の職務は、一番に年貢の取り立てが重要な任務であり、そのためには、百姓が耕作をおろそかにしないよう注意し、検見や年貢の徴収は公平に取り立てることを申し付けている。不公平な取り立ては、百姓一揆や逃散などの騒動を起こす原因となるからである。第一条は、法令をよく守るよう怠りなく支配し、公平に支配するためには、庄屋・百姓から飲食のもてなしや、わいろを受け取つてはならないとしている。第二条は、ひいき、私欲、わがままなどを禁じ、貸し借りの取り次ぎ

を禁止する条文となつてゐる。

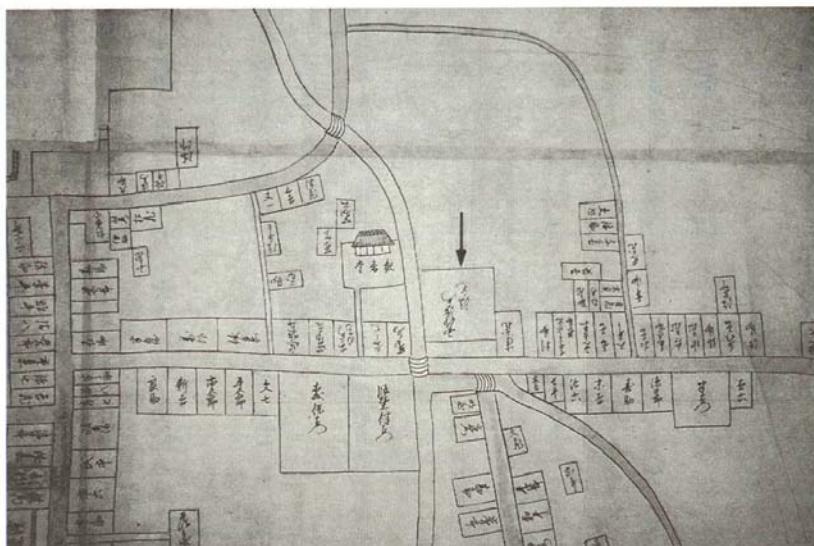
心得書は、手永内を円滑に間違い無く支配していく上で、大庄屋として守らなければならぬ、最も重要な心得として誓約してゐた。

支配手永の政務は、大庄屋の役宅で執務した。国作手永では、大庄屋は国作村に居住していたが、役宅は大橋村に構えていた。大橋村には店舗を構え、農村に物資を供給する在郷町が存在し、藩の施設である御蔵や御茶屋が設置されていて、経済・交通の中心地である。こうした事情から、大橋村に国作手永の役所が置かれていた（第42図）。

節丸手永の役宅は節丸村に、平嶋手永の役宅は今井村に置かれていた。

法令の伝達

役宅では、毎年正月に庄屋の初寄りで、法令の伝達をし、順守することを大庄屋から申し渡した。安政二年（一八五五）の法令伝達は次のようにあつた。



第42図 大橋村にあった国作手永役宅所在地の図（部分）（行橋市教育委員会所蔵）

覚

一、かねて仰せ出され候御^{おや}撻筋、堅相守るべき候、非分の願い筋いたさず様、御^{せいひつ}靜謐第一心掛け申すべき事、かつまた、去夏より格別御取り締まり仰せ出され候に付ては、御時節柄とくと相弁え、諸出米など格外に少略いたし、質素儉約相守り、遊芸の者村内え立ち入らせ申さず様、もっぱら農業相励むべき事

一、近來博奕不取り締まりの儀、御聞き込みに付、御沙汰これあり候間、五人組限り申し合せ、訖度締り方致すべし、もし、見聞におよび候はば、当人は勿論、宿主ともに相糸^{ふたこ}申し出ずべき事

一、強訴・徒党・逃散の儀は、公儀よりの御法度に付、若者どもに至るまで、兼々堅く相守り、いささか心得違これ無き様、なおまた、最寄手習師匠手本に認め、撻筋自然と相心得居り候様、取り計られ度事

一、池川道橋平日気を付け、破損の場所は成るたけその村限り取繕い、大造に相成らず様いたし度事

一、諸役目三ヶ月限り相調子、御郡様御^{マニ}儉断これあり候に付き、不益の夫遣^{ハシメ}いたし問敷事

一、御根付料、牛馬代貸渡し成るたけ相減し度候事、秋に至り御取立方差^{エチツカモ}間に相成らず様、此節より見通しを付け、なお五人組よりも詮儀^{マニ}とげ、貸渡し候様いたすべき事

一、御山方に付き、^(そしゃく)籠略の義これ無き様いたすべき事

一、火の本用心、兼て入念申すべき候、千^(万)一出火騒動これある節は、相互い早速駆付、防ぎ方いたすべき事し、もつとも、銘々何にてもこれを防ぐ道具持参いたすべき事

右の条々村々人別え兼て手堅く申し聞かせ置かるべき候、以上

正月八月

国作甚左衛門

村々庄屋中

（「国作手永大庄屋日記」）

このように、法令の順守から、秋の年貢の完納まで、その間手永内のさまざまな職務は膨大な量で、役宅には書役三、四人を置いて、政務の全般にわたつて村々の庄屋を指揮した。その職務に対しても、大庄屋役料が支給された。文政五年（一八三二）の仲津郡五手永の大庄屋居住村と、慶応元年（一八六五）の大庄屋役料は第67表のとおりである。明治二年（一八六九）七月二十九日に、大庄屋役田は廃止されて、手永へ返された。

国作手永の大庄屋 豊津町域の大部を占める国作手永の

初見は、元和八年（一六二二）である。

惣庄屋は国作村居住の国作善七郎である。国作手永は明治維新まで連綿と続いた。その間、判明する大庄屋を列挙すると、次のとおりである。カッコ内は初見の年号を示した。

国作善七郎（元和八）・国作九郎左衛門（元禄七）・国作兵左衛門（延享四）・国作弁内（宝曆六）・国作正内（宝曆十二）・国作傳藏（安永二）・国作九郎左衛門（天明七）・国作（山本）弥左衛門（寛政元）・国作九郎左衛門（寛政八）・国作傳藏（寛政九）・国作藤右衛門（寛政十二）・国作貞右衛門（寛政十二）・国作健兵衛（文化

第67表 大庄屋居住村と役料

大庄屋居住村		(文政5年)		
大 庄 屋	居 住 村	作 丸 井 村 木	根	
国作 貞右衛門	國 節 今 大 羽			
節 丸 嶋 三 井	右 門 七 門			
平 長 元 永	左 觉 七 左 衛 門			

大庄屋知行代米渡方 (慶応元年)			
大 庄 屋	役 高	免	物 成
国作昇右衛門	石 40	3.8	15.2
節 丸 古 助	40	3.8	15.2
平 嶋 壮 左 衛 門	40	3.8	15.2
長 井 又 藏	60	3.8	22.8
元 永 甚 兵 衛	50	3.8	19.0

（「長井手永大庄屋日記」から）

- (二)・国作宗右衛門（文化四）・国作甚左衛門（文化十）・国作助作（文政三）・国作（森）貞右衛門（文政三）・国作元左衛門（弘化二）・国作治部平（嘉永二）・国作（森）只助（嘉永四）・国作甚左衛門（嘉永五）・国作（森）磯七（安政二）・国作良平（文久元）・国作（森）昇右衛門（元治元）・国作（白石）治右衛門（慶応三）らが確認できる。

節丸手永の大庄屋

節丸手永は、細川期の伊良原手永が、小笠原氏が入国してから行つた手永の編成替えによつて成立した。

伊良原手永は、細川氏が入国して、下伊良原村の白川又七郎（のち孫兵衛）が惣庄屋に任命され、伊良原手永が成立した。以後孫兵衛の子次郎兵衛、その子重左衛門のとき小笠原氏が入封、重左衛門は引き続いて大庄屋を務め、節丸村に役宅を構えて在勤した。このときから、伊良原手永を節丸手永と改称した。重左衛門はその子治郎兵衛に家督を譲り、二男三之丞（のち十左衛門）を連れて節丸村に移住して、十左衛門を跡役にした。十左衛門のあとは、兄治郎兵衛の子治郎兵衛、次を治兵衛、そして治郎兵衛—兵左衛門—治右衛門—治部平と、代々節丸手永大庄屋を世襲した（『京都郡誌』）。

また、「文久二年戌秋冬六郡より書上」（友石文書）によると、細川氏の入国後、白川孫兵衛が初めて惣庄屋役になり、そのあと、治兵衛・十左衛門と世襲し、十左衛門のとき小笠原氏が入国、子の十左衛門のとき節丸村に役宅を構えて、天和三年（一六八三）に退役した、となつてゐる。ここでは白川氏の大庄屋世襲は四代となつてゐる。その後の節丸手永は、転勤による大庄屋が務めた。

判明する大庄屋を列挙すると、次のとおりである。カッコ内は初見の年号を示した。

伊良原（白川）孫兵衛・同二郎兵衛（元和八）・同重左衛門・同十左衛門・同治右衛門・同治部平・節丸助
 右衛門（元禄七）・節丸半助（宝曆十二）・節丸喜左衛門（安永二）・節丸順平（安永六）・節丸六兵衛（安永
 七）・節丸久平（天明七）・節丸（進）順平（寛政元）・節丸（進）七左衛門（文化二）・節丸^{〔右衛門〕}弥八郎（文化四）・
 節丸（進）七左衛門（文政九）・節丸（進）源之助（文政十二）・節丸^{〔元左衛門〕}（天保元）・節丸（烟）一作（天保
 四）・節丸（友枝）多左衛門（天保七）・節丸（藤河）長左衛門（天保八）・節丸（進）礼藏（弘化二）・節丸九郎
 左衛門（弘化四）・節丸（勢嶋）六左衛門（嘉永二）・節丸（永沼）仁助（嘉永三）・節丸（秋光）良平（嘉永
 四）・節丸（永沼）仁助（嘉永五）・節丸（白川）仁左衛門（安政元）・節丸（筒井）武右衛門（安政四）・節丸
 （藤河）古助（万延元）・節丸（勢嶋）仁右衛門（慶応二）らが確認できる。

平嶋手永の大庄屋
 平嶋手永は、細川期には見えず、小笠原氏が入国してから手永の編成替えが行われたときには成立したと考えられる。判明する大庄屋を列挙すると、次のとおりである。カッコ内は初見の年号を示した。

平嶋市郎左衛門（元禄七）・平嶋甚左衛門（延享四）・平嶋十右衛門（宝曆六）・平嶋林内（宝曆十一）・平嶋
 貞五郎（宝曆十二）・平嶋甚左衛門（安永二）・平嶋林内（天明七）・平嶋代七（寛政元）・平嶋磯七^{〔甚左衛門〕}（寛政
 七）・平嶋藤右衛門（寛政十一）・平嶋甚左衛門（寛政十二）・平嶋九郎左衛門（文化二）・平嶋宗右衛門（文化
 三）・平嶋円蔵（文化四）・平嶋甚左衛門（文化五）・平嶋定兵衛（文化十）・平嶋寛左衛門（文化十二）・平嶋
 三左衛門（文政五）・平嶋勝左衛門（文政七）・平嶋半左衛門（天保五）・平嶋勘之助（天保七）・平嶋寛左衛門
 （天保十）・平嶋雄太郎（弘化元）・平嶋貞右衛門（嘉永元）・平嶋（秋光）良平（嘉永五）・平嶋悦次郎
 （文久）

元)・平嶋甚兵衛(元治元)・平嶋甚左衛門(慶応二)らが確認できる。

豊津町域の庄屋

豊津町域の国作手永内の一〇カ村、節丸手永内の四カ村、平嶋手永内の二カ村、合わせて一六カ村の庄屋は巻末資料(1298ページ)のとおりである。また、藩営事業で、天保年間(一八三〇—四四)に開発された錦原(のち豊津)には、郡内の徳人らが錦原に出店を構え、町家を建て、追々発展して在郷町の様相を為すに至つて、庄屋同様の世話方と呼ばれる者を置いていた。「国作手永大庄屋日記」嘉永三年(一八五〇)十二月の記に、「錦原の義は、近來新開の場所にて、庄屋同様の心得をもつて相勤候様、私え世話方仰せ付けられ候」と、錦原世話方長平が差し出した文書がある。これを見ると、錦原は村庄屋の支配を離れ、大橋町庄屋のような性格を持つた世話方が、錦原のまとめ役として置かれていたのである。

大庄屋・子供役・慶応三年(一八六七)十月、大庄屋・子供役・庄屋が選挙制となつた。在地の百姓に庄屋の選挙制

最も身近な三役が、自分たちの意思で選べる民主的な制度が設けられた。

選挙の執行は、村々へ選挙日の前日に、当日外出のないように触れ置いて、選挙当日郡目付一人、郡手代一人が入札箱を持って、一日で村々を巡回して入札させた。選挙は立候補制でなく、住民が適任者と思う者を誰でも自由に選ぶ選挙であった。

大庄屋役の選挙は、手永を総括する重要な役職であることを周知させるために「大庄屋役は一手永の長にして、大事の役柄に候間、相勤候器量の者入札いたすべし」と、大庄屋の役職を認識させるための書き付けを、入札箱とともに持つて巡回した。選挙は、「以前勤め候者にても、または農兵・譜代・儒医の内にても、

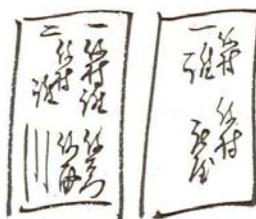
その器に当たり候者は、誰にても苦しからず」と、自分が適任者と思う者を自由に選挙することが出来た。被選挙人は一人に限定せず、大庄屋役に適任と思う者を二人でも三人でも選挙出来た。また、適任者が手永内にいなければ、他手永の者でも人物次第で差し支えないとされた。

選挙権は、大庄屋・子供役・庄屋・農兵・方頭・徳人には一枚ずつ、平百姓は五人組で話し合いの上で一枚の投票であった。ただし、選挙人の村と名前を記入させた（第43図参照）。

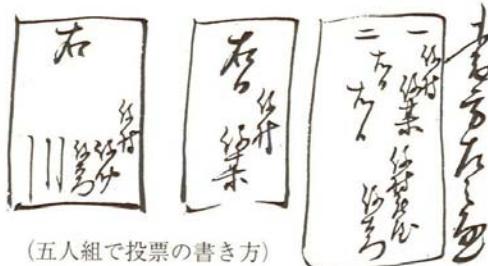
子供役の選挙要項は、大庄屋の選挙に準じたものであった。

庄屋の選挙は、大庄屋・子供役の選挙要項に準じたが、選挙は村内の者のほか、その手永の大庄屋・子供役・手代の手永三役には、選挙権が与えられた。村民は五人組で話し合いの上での投票でも、人別に投票してもよいとされた（「長井手永大庄屋日記」）。

この選挙制度によつて選ばれたのかどうか確認できないが、同年十一月には庄屋の入れ替えが行われている。しかし、その顔ぶれは以前の人々とだいたい同じである。村民は、繁雑な村役人の職務は経験者でなければ務まらないと判断したのか、替わっても生活は同じとあきらめていたのか、長い間上からの指図だけで動いてきたことから、選挙を理解で



(第43図) (庄屋投票の書き方)

(一人で投票の書き方)
(大庄屋・子供役投票の書き方)

きなかつたのかもしれない。

小倉藩では、翌四年三月に郡政の改革が行われた。改革に伴つてこの選挙制度も、わずか五ヶ月間で廃止された。

郡政の改革

在方支配は、大庄屋を筆頭に平百姓まで、上下の序列がはつきりとした線で引かれていた。こうした徹底した身分制度のもとに、在方支配が行われた。しかし、幕末の小倉藩の動乱は長州との戦争による小倉城の自焼に始まる藩庁の香春（のち豊津）への移転、領内の困窮と統いて、藩の財政逼迫と農村の疲弊は極限に達していた。疲弊した領内を藩政改革で立て直しを目指した。在方においては、役職の統廃合が進められた。

慶応四年（明治元年一八六八）三月六日には、藩政改革に伴つて、郡政も郡代をはじめ、多くの役職の統廃合が行われた。廃止された役職は、郡代・代官・山奉行・検見定役・郡土蔵役・作事役・井樋方・炭方・蓑嶋在番・大橋御茶屋番・郡土蔵集銀引受、郡方撫育方・作事方付・同手付・郡目付で、郡方内役所も郡方内役と改められた。

子供役の廃止

藩の郡政改革に伴つて、村方役人の改革もつぎつぎと行われた。慶応四年三月十一日には、大庄屋の補佐役である子供役が廃止された。廃止に伴つてこれまでの子供役の者の身分は、平百姓から子供役になつて三年以上の者は、苗字帯刀を許され、席順はこれまでどおりとした。三年未満の者は、脇差だけ許された。子供役加勢の者は、元の百姓に戻り、脇差を許された。

方頭の廃止

同年閏四月二十五日には、庄屋の補佐役である方頭も廃止された。方頭の廃止は、他村の庄屋を兼務している兼帶庄屋にとつては、兼帶の村の取りまとめを方頭に負っている者が多く、方頭の廃止は職務に支障をきたすほどの重大なことであった。喜多良村（現犀川町）庄屋は、鎧畠村庄屋を兼帶していた。これまで鎧畠村の方頭が庄屋の職務を補佐していたのだが、方頭の廃止によって村政のすべてが庄屋の掛け持ちとなつた。こうなつては「急場御用方御差し支えに罷成り候」と、これまでどおり方頭を置くことを願い出た。これに対し役所からは「庄屋ども、掛け持ち務めにては御用方差し支え申すべく間、早々御用村方へ引越し、御用務むべし」（長井手永大庄屋日記）と、願いは取り下げられ、早々に転居を命じられている。

廃止された方頭は、明治五年（一八七二）八月には「里掌」と改称されて、戸長（庄屋）の補佐役として復活している。

大庄屋・庄屋の名 明治二年五月五日には、大庄屋・庄屋の名称が廃止された。代わってこれまで呼びな稱が里正・村長にれてきた大庄屋を「里正」、庄屋を「村長」と改称した。しかし、職務はこれまでどおりで変わることはなく、名称の変更にすぎなかつた。

里正・村長の名称は、同年十月一日には「これまでの里正・村長の名目、従前のとおり大庄屋・庄屋と御改め成られ候」（長井手永大庄屋日記）と、わずか五カ月で元の大庄屋・庄屋の名称に戻された。

大庄屋見習・夫遣の廃止 明治三年一月には、大庄屋見習と夫遣が廃止された。夫遣は必要に応じて、大庄屋が庄屋の内から選んで用を達するように命じられた。また同年九月には、百姓にも苗字を付ける

ことを命じられた。

このように、在方においても役職の改革が行われた。第68表

は慶応二年（一八六六）と明治三年（一八七〇）の郡中席順と称する在方の序列である。慶応二年に見られた役職が、明治三年には廃止されている役職が多くある。

豊津県の区制

明治四年七月十四日

には、廢藩置県によ

つて豊津藩を廃し、豊津県となつた。

これに伴つて行政改革が行われた。同

月二十四日には、一手水を二区に分け

て、（第69表参照）それぞれ区長が置か

れた。一方の区長に役人が置かれ、一

方の区長に大庄屋が任命されたが、役

第69表 仲津郡の区の編成
(明治4年7月24日)

手永	区	村名
国作	1	大橋・福富・福原・矢留
	2	(国作) (惣社) (国分) (上坂) (綾野) (徳政) (有久) (下原) (皆見) (田中) 竹並
節丸	1	(吉岡) (上原) (光富) (節丸) 内垣・ 末江・下高屋・上高屋
	2	犬丸・木井馬場・横瀬・下伊良原・上 伊良原・扇谷・帆柱
平嶋	1	津留・真菰・今井・草場・道場寺・(徳 永)
	2	宮市・寺畔・流末・天生田・(彦徳)・ 崎野・柳井田・平嶋
元永	1	稻童・松原・袋迫・高瀬・辻垣・馬場・ 元永・沓尾
	2	大野井・宝山・長江・小犬丸・竹田・ 羽根木・金屋・蓑嶋
長井	1	花熊・木山・谷口・本庄・古川・久富・ 統命院・八ツ溝
	2	大・大坂・柳瀬・崎山・喜多良・大熊・ 山鹿・鎧畑

()内は豊津町域

『京都郡誌』から)

第68表 郡中席順

慶応2年3月 (1866)	明治3年1月 (1870)
大庄屋	大庄屋
	大庄屋代勤
	格式大庄屋
上等	大庄屋
	吟味役
	方
中等	大庄屋
	撫育
	方
下等	大庄屋
	勘定
	庄屋
等	苗字
	帶刀
	郡医
庄	頭取
	御目見
	郡医
山	口
	ノ
	屋
庄	格免
	下
	上
山	門
	松
	御免
庄	御免
	苗字
	御免
山	御免
	同人
	御免
庄	頭差
	御免
	郡
山	組
	平百
	百姓
庄	高
	無職
	商人
山	人
	漁
	人

「長井手永大庄屋日記」から)

人の区長は在方の事務に不慣れのため、実態はこれまでどおり大庄屋が事務を取りしきつた。

大庄屋の名称は区長に改称されるのが普通であるが、名称については「昨夜区長仰せ付けられ候得ども、右加役大庄屋名目は、これまでどおり相心得らるべき候」（『長井手永大庄屋日記』）と、手永の大庄屋の名称は残し、手永と区が共存した形である。

同年九月五日には、豊津県を一区から四四区に分かち、手永から区に編成替えが行われた。仲津郡は第一区から第十一区となつた。それぞれの区には行政の役人を戸長に置いた。このことは「その区中之住居の士族・卒とも布告の義は、戸長より相達し候事」（『職制』豊津高校所蔵）とあり、士族が幕末の動乱で各村に分散したために、士族に関する布告・戸籍の事務に戸長が当たつたもので、庶民に関する事務は、これまでどおり大庄屋・庄屋の職務であつた。しかし、旧藩時代の大庄屋・庄屋といった村方役人の在方支配は、行政役

第70表 仲津郡の区の編成替え
(明治4年9月5日)

区	戸長	村名
1	平松淨江	(豊津)・(国分)・(上坂)・(徳政)・(彦徳)
2	二木政喜	(国作)・(惣社)・(綾野)・(有久)・(下原)・(啓見)・(田中)・竹並
3	水野源六	矢富・福原・福富・大橋
4	葉山光	大野井・宝山・長江・小犬丸・竹田・羽根木・金屋・蓑嶋
5	桃井三六	津留・真菰・今井・草場・道場寺・(徳永)
6	秋元収	稻童・松原・袋迫・高瀬・辻垣・馬場・元永・沓尾
7	中野沃	平鷗・柳井田・崎野・宮市・寺畔・流末・天生田
8	上条亨	花熊・木山・谷口・本庄・古川・久富・統命院・八ツ溝
9	柘植九一	大・大坂・柳瀬・崎山・喜多良・大熊・山鹿・鎧畠
10	松崎轍	(吉岡)・(上原)・(光富)・内垣・末江・下高屋・上高屋
11	佐々木国香	犬丸・木井馬場・横瀬・下伊良原・上伊良原・扇谷・帆柱

()内は豊津町域

(「職制」から)

人の手へと徐々に移行していった（第70表参照）。

庄屋が戸籍編成掛となる

（記）と、庄屋が戸籍編成掛を命じられた。これは同年四月に、四民平等の原則に基づいて、これまでの身分別記載方式から、住居主義の戸籍法が布告されたのに伴い、宗門改人別帳など戸籍に関する帳簿を備えている庄屋に、戸籍の作成を担当させたのである。戸籍は翌五年一月から登録を開始した。

四年十一月には府県の統廃合が行われ、豊津県・千束県・中津県の三県が統合されて、小倉県となつた。中央政府から伊東武重が参事として着任、同五年一月に県庁を小倉に置き、企救・田川・京都・仲津・築城の五郡は本庁が、上毛・下毛の二郡は千束支庁が、宇佐郡は四日市支庁が管轄下に置いた。

大庄屋の本・支庁詰め

明治五年二月十七日には、小倉県庁から大庄屋は本・支庁詰めを命じられた。そして、大庄屋一人ずつが月番で本庁詰めを申し渡されたのだが、その日のうちに本庁出仕は撤回の通知が出された。このころは「朝令暮改」と言われ、新しい制度に対する試行錯誤の状況であった。

手永・大庄屋・庄屋の廢止

同年五月一日には大庄屋が廢止された。しかし、手永が廢止されるまで当分の間、これまでどおりの事務取り扱いを命じられている。同月十九日には手永が廢止されて、区制が敷かれた。仲津郡は第四十一区から第五十一区に編成された。区長について「今般一区一名新に区長を置き候条、各区内村々伍長よりその区の人物を見計らい、無私の撰を以て入札いたし」（『築上郡史』）と、公選によるとされている。また庄屋も廢止されて、戸長と改称された。廢止の時期は、戸長の就任が六月十三日から十八日の間であるので、六月上旬に廢止されたものと考えられる。

第71表 豊津町域の区長・戸長

(明治 5 年 6 月)

区	区長	村名	戸長	居住町村	就任年月日	
42	平松淨江	(上坂・徳政) (国分) (上豊津) (下豊津) (錦町・寿町)	林彦 進五 三安 井矢	彦九郎 五郎 省衛 太兵 勘七	徳綾 政野 (土族) (土族) 錦町	
		(綾野) (下原・有久) (皆見) (田中) (国作) (惣社)・竹並	野中白末尾中	村村石松形山	綾有大田大竹	野久橋中橋並
		蓑嶋 金屋 大野井 宝山 長江・小犬丸 羽根木・竹田 (徳永)・真菰 今井・文久新地 草場 道場寺	村加安山工有刀吉秋秋	上来広口藤松祢永満滿	蓑元大宝小沓真今草道	嶋永井山丸尾菰井場寺場
		宮市 (彦徳) 流末 平嶋 柳井田・崎野 天生田 寺畔	浜安向有庄福奥	田藤井松野嶋	彦七郎 平藏平郎郎郎	井徳末寺井田菰
		(上原) (光富) (節丸) (吉岡)・内垣 下高屋・末江 上高屋	勢加勢池勢清	彌九郎 定三郎 昇和昇弁	光光光木光上 富富富馬高	5. 6. 13 5. 6. 13 5. 6. 13 5. 6. 13 5. 6. 13 5. 6. 13
43	大村尋三	(綾野) (下原・有久) (皆見) (田中) (国作) (惣社)・竹並	野中白末尾中	村村石松形山	綾有大田大竹	野久橋中橋並
		蓑嶋 金屋 大野井 宝山 長江・小犬丸 羽根木・竹田 (徳永)・真菰 今井・文久新地 草場 道場寺	村加安山工有刀吉秋秋	上来広口藤松祢永満滿	蓑元大宝小沓真今草道	嶋永井山丸尾菰井場寺場
44	小林厚作	(上原) (光富) (節丸) (吉岡)・内垣 下高屋・末江 上高屋	勢加勢池勢清	彌九郎 定三郎 昇和昇弁	光光光木光上 富富富馬高	5. 6. 13 5. 6. 13 5. 6. 13 5. 6. 13 5. 6. 13 5. 6. 13
		(上原) (光富) (節丸) (吉岡)・内垣 下高屋・末江 上高屋	勢加勢池勢清	彌九郎 定三郎 昇和昇弁	光光光木光上 富富富馬高	5. 6. 13 5. 6. 13 5. 6. 13 5. 6. 13 5. 6. 13 5. 6. 13
		(上原) (光富) (節丸) (吉岡)・内垣 下高屋・末江 上高屋	勢加勢池勢清	彌九郎 定三郎 昇和昇弁	光光光木光上 富富富馬高	5. 6. 13 5. 6. 13 5. 6. 13 5. 6. 13 5. 6. 13 5. 6. 13
		(上原) (光富) (節丸) (吉岡)・内垣 下高屋・末江 上高屋	勢加勢池勢清	彌九郎 定三郎 昇和昇弁	光光光木光上 富富富馬高	5. 6. 13 5. 6. 13 5. 6. 13 5. 6. 13 5. 6. 13 5. 6. 13
		(上原) (光富) (節丸) (吉岡)・内垣 下高屋・末江 上高屋	勢加勢池勢清	彌九郎 定三郎 昇和昇弁	光光光木光上 富富富馬高	5. 6. 13 5. 6. 13 5. 6. 13 5. 6. 13 5. 6. 13 5. 6. 13
47	村上賢次郎	(上原) (光富) (節丸) (吉岡)・内垣 下高屋・末江 上高屋	勢加勢池勢清	彌九郎 定三郎 昇和昇弁	光光光木光上 富富富馬高	5. 6. 13 5. 6. 13
		(上原) (光富) (節丸) (吉岡)・内垣 下高屋・末江 上高屋	勢加勢池勢清	彌九郎 定三郎 昇和昇弁	光光光木光上 富富富馬高	5. 6. 13 5. 6. 13

(「戸長姓名録」永井文書) (「戸長姓名録」勢嶋文書)

それぞれの区に区長、村に戸長、そして戸長を補佐する旧方頭が、里掌の改称で復活している。戸長は、大中村は一村ごとに、小村は二、三カ村に一人置かれた。区長・戸長は管内人民から公選された者を任命したが、顔ぶれは、旧大庄屋・庄屋が引き続いて任命されたようである。

豊津町域の初代の区長・戸長は、第71表のとおりである。それぞれの就任は、区長が五月に、戸長が六月に、里掌が八月に就任している（「元通覚」永井文書）。

豊津町域の大部は第四十二区・第四十三区・第五十区に編入されているが、第四十四区と第四十七区にも一ヵ村ずつ編入されている。

第四節 殖産興業と流通

一 幕府の作付制限令と豊前地方の特産品

田畠の作付制限令 近世の封建社会では、諸産業のなかで、農業がもつとも重要な地位を占めていたので、商品作物の獎励 幕府や領主は、田畠と農民に対して細かに統制を加えた。

江戸初期には、商業的農業がまだ成熟していないため、田畠の作付制限に関する法令はあまり出されていない。しかし、それでも慶長十四年（一六〇九）には、早くも田畠への煙草の作付禁止令が出されている。